

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財閥第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前						
第 29 類 有 機 化 学 品 (省 略)	第 29 類 有 機 化 学 品 (同 左)						
29.22 酸素官能のアミノ化合物 —アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩 2922.11 (省 略) 2922.12 (省 略) (削 除) 2922.14～2922.50 (省 略) (省 略)	29.22 酸素官能のアミノ化合物 —アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩 2922.11 (同 左) 2922.12 (同 左) <u>2922.13—トリアミン及びその塩</u> 2922.14～2922.50 (同 左) (同 左)						
種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表 (省 略)	種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表 (同 左)						
II. 1971年向精神薬に関する条約のもとに管理される向精神薬	II. 1971年向精神薬に関する条約のもとに管理される向精神薬						
Name	HS subheading	CAS RN	Convention Schedule No.	Name	HS subheading	CAS RN	Convention Schedule No.
(省 略)				(同 左)			
FUB-AMB; MMB-FUBINACA; AMB-	2933.99	1971007-92-7	2	FUB-AMB; MMB-FUBINACA; AMB-	2933.99	1971007-92-7	2
FUBINACA		1715016-76-4		FUBINACA		1715016-76-4	
GHB; <u>4-Hydroxybutyric acid;</u> <u>gamma-Hydroxybutyric acid</u>	2918.19	591-81-1	2	GHB; <u>4-hydroxybutyric acid</u> <u>gamma-Hydroxybutyric acid</u>	2918.19	591-81-1	2
GHB sodium	2918.19	502-85-2	2	GHB sodium	2918.19	502-85-2	2
(省 略)				(同 左)			
(省 略)				(同 左)			

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 (省 略)</p> <p>84.11 ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン (省 略) (C) その他のガスタービン このグループには、<u>ターボシャフトエンジン</u>を含む。また、工業用に特に設計された工業用ガスタービンエンジン及び航空機推進用以外の用途に適合した工業用ガスタービンエンジンも含む。 (省 略) これらのターボシャフトエンジン及びガスタービンは、船舶、<u>ヘリコプター</u>その他の<u>航空機</u>及び<u>鉄道用機関車</u>並びに<u>発電</u>並びに<u>石油及びガス製造業</u>、<u>パイプライン工業</u>並びに<u>石油化学工業</u>の機械駆動に使用される。 (省 略)</p> <p>84.37 種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。） (省 略) (III) 穀物又は乾燥した豆の加工に使用する機械 ここに言う加工とは、一般に、予備的な清浄、分類又は格付けの後に行われるものをいう（上記（I）参照）。 このグループには、次の物品を含む。 (1)～(4) (省 略) (5) 穀物（パン用のもの以外のものに限る。上記（II）（B）参照）用又は乾燥豆用の特殊粉碎機</p>	<p style="text-align: center;">第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 (同 左)</p> <p>84.11 ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン (同 左) (C) その他のガスタービン このグループには、工業用に特に設計された工業用ガスタービン及び航空機推進用以外の用途に使用される<u>ターボジェットエンジン</u>又は<u>ターボプロペラエンジン</u>に適合した工業用ガスタービンエンジンを含む。 (同 左) これらのガスタービンは、船舶、<u>鉄道用機関車</u>、<u>発電</u>並びに<u>石油若しくはガス製造業</u>及び<u>パイプライン石油化学工業</u>の機械駆動に使用される。 (同 左)</p> <p>84.37 種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。） (同 左) (III) 穀物又は乾燥した豆の加工に使用する機械 ここに言う加工とは、一般に、予備的な清浄、分類又は格付けの後に行われるものをいう（上記（I）参照）。 このグループには、次の物品を含む。 (1)～(4) (同 左) (5) 穀物（パン用のもの以外のものに限る。上記（I）（B）参照）用又は乾燥豆用の特殊粉碎機</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(6) (省 略)	(6) (同 左)
(省 略)	(同 左)
第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
(省 略)	(同 左)
87.16 トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品	87.16 トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品
(省 略)	(同 左)
部 分 品	部 分 品
(省 略)	(同 左)
この項の部分品には、次の物品を含む。 (1)～(3) (省 略) (4) 車輪及びその部分品（タイヤを取り付けたものを含む。) (5)～(7) (省 略)	この項の部分品には、次の物品を含む。 (1)～(3) (同 左) (4) <u>木製又は鉄鋼製の</u> 車輪及びその部分品（タイヤを取り付けたものを含む。) (5)～(7) (同 左)
(省 略)	(同 左)
第 95 類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	第 95 類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
(省 略)	(同 左)
95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル	95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (C) (省 略)</p> <p>(D) その他の玩具</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>上記の物品のあるもの（玩具の武器、工具、園芸セット、ブリキの兵隊等）は、しばしばセットとして作られている。</p> <p>大人が使用する物品（電気アイロン、ミシン、楽器等）を再現した玩具は、通常、構成材料、より簡易な構造、（子供のサイズに合わせた）縮小寸法及び通常の大人の活動に使用できない非常に低い性能によって、大人が使用する物品と区別される。</p> <p>(E) 及び (F) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (C) (同 左)</p> <p>(D) その他の玩具</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>上記の物品のあるもの（玩具の武器、工具、園芸セット、ブリキの兵隊等）は、しばしばセットとして作られている。</p> <p><u>ある種の玩具（例えば、電気アイロン、ミシン、楽器等）は限られた実用性を有することがあるが、通常その大きさ及び限られた能力により真正のミシン等と区別される。</u></p> <p>(E) 及び (F) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>